生物遺伝資源保管委託に関する承諾書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構　基礎生物学研究所　IBBPセンター　御中

基礎生物学研究所IBBPセンターに生物遺伝資源の保管を委託するにあたり、私は下記保管委託の条件について本承諾書を提出いたします。

保管委託者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 役職 : |
| 保管委託者氏名 |  |
| 所属機関住所 | 〒 |
| 所属機関 |  |
| 部門・研究室名 |  |
| 連絡先 | TEL : | FAX : |
| E-mail : |

保管を委託する生物遺伝資源

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号  |  |
| 生物遺伝資源種名（学名） |  |
| 代表とするサンプル名（データシート1） |  |
| 生物遺伝資源種別（該当する物以外を削除してください） | 動物・植物・微生物・動物細胞・植物細胞・ライブラリ・DNA/RNA・抗体/タンパク質 |
| 保管委託物（該当する物以外を削除してください） | 未受精卵・精子・胚・精巣・卵巣・種子・培養細胞・微生物・DNA/RNA・抗体/タンパク質・その他（　　　　　　　　　　） |

【保管委託の条件】

保管委託者は、大学連携バイオバックアッププロジェクト (IBBP) の中核機関である基礎生物学研究所 IBBPセンター（以下 「IBBPセンター」という）に上記生物遺伝資源（以下「本生物遺伝資源」という）の保管を委託するにあたり、保管委託者及び保管委託者の所属機関のために、以下の保管委託の条件を承諾する。なお、以下の条件は、保管委託者とIBBPセンターの間の本生物遺伝資源の保管に関する契約条件を構成するものとする。

1. 保管委託者は、IBBPセンターに対して、以下の各号が真実であることを確認し保証する。
2. 所属機関において保管委託者が本生物遺伝資源の保管の委託に関する権限を有しており、所属機関のために本書記載の条件で保管を委託できること。
3. 本生物遺伝資源についての保管委託申請書及びその添付資料に記載した内容に誤りがないこと、特に本生物遺伝資源にヒトに対する病原性がないこと。
4. 本生物遺伝資源の保管の委託が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
5. 本生物遺伝資源の保管期間は保管の開始日から3年間とする。但し、保管委託者からの期間延長の申請に基づき、計画推進委員会が期間延長を承認した場合には、保管期間は計画推進委員会が承認した期間延長されるものとする。IBBPは、保管期間満了の5か月前までに、本生物遺伝資源の返却手続及び保管期間の延長申請の手続きについての案内を保管委託者宛に送付するものとし、保管委託者は保管期間満了の3か月前までに返却手続又は延長申請の書類を提出するものとする。
6. 前項にかかわらず、IBBPセンターは、やむを得ない事情がある場合（例えばIBBPに対する国の予算が打ち切られた場合や災害等でIBBPセンターでの保管の継続が困難な場合）には、保管期間の途中であっても保管を打ち切ることができるものとする。但し、IBBPセンターは、保管の打ち切りを3か月前までに予告するように努力するものとする。
7. 保管期間中に保管委託者から返却の申請があった場合、又は保管期間が満了した場合には、IBBPセンターは保管委託者に対して本生物遺伝資源を返却する。具体的な返却手続は随時IBBPセンターが定めるところによるものとする。返却時の送料に関しては保管委託者が負担する。
8. 保管委託者が所属機関を退職する場合その他保管委託者の連絡先が変更となる場合には、保管委託者は事前にIBBPセンターに新しい連絡先を通知するものとする。
9. 保管期間満了又は第3項による保管の打ち切りまでに保管委託者が返却を受けなかった場合には、IBBPセンターは本生物遺伝資源を廃棄できるものとする。
10. IBBPセンターは、本生物遺伝資源及びこれに関して保管委託者から提供された情報を、本生物遺伝資源の保管及びこれに関連する業務の目的以外には使用しない。（詳細はIBBPセンターホームページ（http://www.nibb.ac.jp/ibbp/content/policy.html）に記す）
11. IBBPセンターは、本生物遺伝資源の保管に関連する業務（本生物遺伝資源の管理、輸送、返却などを含む）により、本生物遺伝資源の毀損、変質、消失、外部への流出等が生じたとしても責任を負わないものとする。但し、IBBPセンターの故意又は重過失による場合はこの限りではない。
12. 本生物遺伝資源の保管の委託に関連して、IBBPセンターが負担する損害賠償等の責任の総額は、故意・重過失の有無を問わず、いかなる場合にも金10万円を超えないものとする。
13. 保管委託から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

|  |
| --- |
| 保管委託者署名: |
| 記入日：　　　　　年　　　　月　　　　日 |

|  |
| --- |
|  |

以上の条件に従い、本生物遺伝資源の保管を受託します。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構　基礎生物学研究所　IBBPセンター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　IBBPセンター長　成瀬　清